

副本

令和元年(ワ)第21824号 国家賠償請求事件

原 告 デニズ・(閲覧制限)

被 告 国

準備書面(8)

令和4年3月10日

東京地方裁判所民事第1部合1係 御中

被告指定代理人	山 口 友 寛
	
	伊 藤 修
	
	清 水 俊 幸
	
	小 林 真 由 美
	
	迎 雄 二
	
	岩 崎 智 弥
	
	飯 田 一 德
	
	宮 崎 喜 昭
	
	潮 田 洋 次
	

被告は、本準備書面において、令和4年1月17日付け訴えの変更申立書（以下「訴えの変更申立書」という。）による訴えの変更後の請求の趣旨に対して答弁するとともに、追加された請求の原因に対する認否をし、同申立書及び原告の同日付け第6準備書面（以下「原告第6準備書面」という。）に対し必要と認める限度で反論する。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

第1 訴えの変更後の請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

なお、仮執行の宣言は相当ではないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、

- (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日を経過した時とすること
- を求める。

第2 訴えの変更申立書により追加された請求の原因（訴えの変更申立書第2）に対する認否

1 柱書きについて

原告が主張する行為によって、原告が主張する損害が発生したとの主張は争い、その余は認否の限りでない。

2 「1」について

(1) 「(1)」について

全体として否認ないし争う。被告の主張は後記のとおりである。

(2) 「(2)」について

ア 「ア」について

「①」については甲21に記載されている「金額」の合計が6万1170円であること、「②」については甲22の1及び2に記載されている「請求金額合計」の合計が50万円であることは認め、これが、入国警備官の有形力の行使によって生じた損害であることは否認する。

イ 「イ及びウ」について

知らないし争う。

(3) 「(3)」について

ア 「ア」について

(ア) 「(ア)」について

原告が、令和3年8月2日に仮放免許可を受けたこと、原告が主張する期間に東日本センターに収容されていたこと、本件制圧のあった平成31年1月19日から甲20の作成日とされる令和3年10月16日までの期間が1002日であること、甲22の1及び2に記載されている診療算定期間が14日であることは認め、その余は知らないし争う。

(イ) 「(イ)」について

a 第1文について

一般論として認める。

b 第2文について

原告が平成23年(2011年)5月9日に日本人女性と婚姻したことは認め、その余は不知。

c 第3文について

争う。なお、男性家事従事者の逸失利益は、女性全年齢平均賃金を基礎とするものとされている（公益財団法人日本連交通事故センター東京支部「民事交通事故訴訟 損害賠償算定基準 上巻（基準編）」・91及び92ページ）。

d 第4文及び「記」以下の計算式について争う。

(イ) 「(ウ)」及び「(エ)」について争う。

イ 「イ」について

(ア) 柱書きについて

原告が自損行為をしたことは認め、その余は知らないし争う。

(イ) 「(ア)」について

「甲8の11」を「乙8の11」と解した上で認める。

(ウ) 「(イ)」について

「甲8の15」を「乙8の15」と解した上で認める。

(エ) 「(ウ)」について

原告が、おおむね原告が主張する日時に自身の頸部にシーツを巻きつけたことは認め、その余は不知。

(オ) 「(エ)」について

「2020年2月22日」を「2020年2月24日」と解した上で、同日、原告が破ったTシャツ等の一部を自身の頸部に巻く行為を行ったため、東日本センター職員が原告を隔離したことは認めるが、その余は不知。

(カ) 「(オ)」について

原告がひも状の物体で首を絞めようとしたため、入国警備官が制止したことは認め、その余は不知。

(キ) 「(カ)」について

令和2年(2020年)2月27日、原告が何かを飲み込み、治療のため病院に搬送されたことは認める。

(ク) 「(キ)」について

令和2年（2020年）2月27日、原告がビニール袋を飲み込み、治療のため再び病院に搬送されたことは認める。

(フ) 「(ケ)」について

令和2年（2020年）2月29日、原告がタオルを使用して首を絞めたことは認める。

(ゴ) 「(ケ)」について

令和2年（2020年）3月14日、原告が自損行為に及んだことは認める。

(サ) 「(サ)」について

原告が、おおむね原告が主張する日時にタオルで首を絞める行為及び便器に顔を突っ込む行為に及んだことは認める。

ウ 「ウ」について

(ア) 「(ア)」について

裁判例の評価に関する原告の意見であり、認否の限りでない。

(イ) 「(イ)」について

否認ないし争う。

エ 「エ」について

争う。

(4) 「(4)」について

争う。

3 「2」について

争う。

4 「3」について

全体として争う。

5 「4」ないし「6」について

争う。

第3 訴えの変更申立書に対する反論

そもそも、原告が違法行為として主張する入国警備官の有形力の行使が国賠法上違法と認められないことについては既に主張したとおりであるが、これをおいても、上記入国警備官の行為と原告が追加して主張する損害との間に因果関係は認められない。

1 因果関係の立証責任について

民事訴訟における因果関係の立証は、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招來した関係を是認し得る高度の蓋然性を証明することであり、一点の疑義も許されない自然科学的証明であることを要するものではないが、その判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ち得るものであることを要するものと解されている（最高裁昭和50年10月24日判決・民集29巻9号1417ページ）。すなわち、違法行為から結果が発生することが社会通念上相当である場合にのみ法律的因果関係を認めている。

本件においては、そもそも、本件制圧が違法であるとはいえないが、その点をおいて、東日本センター入国警備官が行った本件制圧と原告が主張する損害との間に因果関係が認められるためには、上記のとおり高度の蓋然性の証明が必要であり、その主張立証責任は原告が負うところ、その主張立証はされていないため因果関係は認められない。以下詳述する。

2 本件制圧と原告が主張する損害との間に因果関係はないこと

(1) 原告の主張

原告は、入国警備官の有形力の行使によって、抑うつ気分、不安、不眠症、強い希死念慮、頭痛、動悸、吐き気、頭重感、悪夢、失禁等の症状（以下「本件各症状」ということがある。）が生じるようになったほか、P T S D、パーソナリティ障害に分類される精神疾患を発症したものであり、上記の諸症状

は当該精神疾患に基づくものである旨主張する（訴えの変更申立書1及び2ページ）。

(2) 被告の主張

ア 本件制圧によって本件各症状が発症したとは認められないこと

原告が主張するのと同様の症状は、以下のとおり、平成31年1月19日の未明に行われた本件制圧の前から発症していたものであって、原告が主張する症状（本件各症状）が本件制圧によって生じたものとは認められない。

(ア) 原告は、平成28年5月23日、東京入管収容中に不眠症と診断され薬の処方を受けた（乙33及び乙34）。

(イ) 原告は、平成28年6月13日及び同月24日、東京入管収容中に不眠症及び不安神経症と診断され薬の処方を受けた（乙33及び乙34）。

(ウ) 原告は、平成29年1月29日、東京入管収容中に収容室内の天井を破壊し、露出した天井裏の軽量鉄骨にシーツをくくりつけて首をつる自損行為に及んだ。救助された原告の手首には血がにじむ程度の擦過傷が認められ、同室内に割れた眼鏡のレンズがあり、これに血液が付着していたことから、同レンズを用いて手首を切ったものと認められた。同日の診察の結果、左手関節切創及び頸部擦過傷と診断された（以上につき、乙35）。なお、原告は、自損行為に及んだ理由として、東京入管での収容が開始した平成28年5月からずっと死にたいと思っていたと述べた（乙36）。

(エ) 原告は、平成29年2月7日、同年15日、同年3月1日、同年4月19日、同年5月17日、同年8月2日、同年21日、同年12月19日、平成30年1月9日、同月23日、同年2月13日、同月20日、同年3月13日、同年4月4日、同年5月8日、同年7月24日、同年10月31日、同年11月7日及び同年12月11日、東日本センター

収容中の診療で不眠を訴え、薬の処方を受けた（乙37・1ないし4、6、8、9、12ないし23ページ）。

- (オ) 原告は、平成29年4月19日、平成30年1月9日、同年2月20日及び同年7月24日、東日本センター収容中に頭痛を訴え、薬の処方を受けた（乙37・5、13、16及び20ページ）。
- (カ) 原告は、平成29年8月2日、東日本センター収容中の診療で、ストレスによりイライラする旨を訴え、薬の処方を受けた（乙37・8ページ）。
- (キ) 原告は、平成29年11月21日、東日本センター収容中に敏感関係妄想と診断され薬が処方された。同診断時の診療録によれば、原告の主訴は、不眠、怒り、希死念慮があること、トルコに在住時から自傷行為をしていたこと及びトルコに在住していた15歳から18歳までの間精神科にかかった病歴を訴えたことが認められる（乙37・10及び11ページ）。
- (ク) 原告は、平成29年12月19日、東日本センター収容中の診療で、叫びそうになる、怒りそうになる、他人が自分のことを話しているようを感じると訴え、薬の処方を受けた（乙37・12ページ）。
- (ケ) 原告は、平成30年1月9日、東日本センター収容中の診療で、イライラしている、リラックスできないと訴え、薬の処方を受けた（乙37・13ページ）。
- (コ) 原告は、平成30年1月23日、東日本センター収容中の診療で、壁に光が見える、音が聞こえると訴え、薬の処方を受けた（乙37・14ページ）。
- (サ) 原告代理人から提出された、平成30年11月5日付け原告の仮放免許可申請書（以下「原告の仮放免許可申請書」という。）には、原告は抑うつ症状がみられ、精神的健康状態を害している旨、警察署拘留中に1

回、刑務所収容中に3回の自殺未遂をした旨、平成29年1月28日に自損行為をした（前記（イ））のは、上記抑うつ症状の悪化によるものである旨が記載されていた（乙38・2枚目）。

同申請書の添付資料として提出された、平成30年1月31日付け港町診療所山村医師の意見書には、原告の疾患として、「心因反応」、「P T S D（心的外傷後ストレス傷害）疑」と記載されていた。また、同意見書には、「トルコで警察に2週間拘束され、暴行をうけています。入管などの収容施設に収容されてから、過去の拘束体験が今回の収容により鮮明によみがえっており、警官とあらそう夢をみたり、息がくるしくなったり、夜うなされ、突然目がさめたりしています。（中略）きわめて強い恐怖感をかんじており、P T S Dは否定できません。」（乙38・3枚目）、「彼の精神状態は、トルコでの過去の体験および収容環境に起因しているとかんがえます。」（乙38・4ページ）との記載もあった。

(シ) そのほかにも原告は、医師や入国警備官との面接において、自殺するとか自殺をほのめかす発言をした（乙37・7ページ及び乙39）。

イ 阿部医師意見書について

原告は、阿部医師意見書（甲20）を根拠に本件制圧によって本件各症状が発症した旨を主張するようである（訴えの変更申立書2ページ）が、同意見書には、本件制圧と原告が主張する症状が発症したことの因果関係について何ら記載されていない。

また、阿部医師意見書では、令和元年8月10日から令和3年までの原告の受診結果及び原告に対する治療結果から得た所見として、「心的外傷的出来事」、「侵入症状」、「回避症状」、「認知と気分の陰性変化」及び「過覚醒症状」を列挙した上、「以上の症状は、平成31年1月19日の暴行事件以前には見られていない。」と結論付けているが（甲20・5及び6ページ）、なぜ令和元年8月以降の受診結果等によって、平成31年1月の本件

制圧以前の症状について結論付けることができるのか、何ら根拠を示していない。そして、上記アのとおり、原告には本件制圧前から本件各症状と同様の症状が見られたことから、「平成31年1月19日の暴行事件以前には見られていない」という意見は事実に反する。

したがって、阿部医師意見書は、信用性に欠けるものといわざるを得ない。

(3) 小括

以上のとおり、本件制圧の前に、原告の主張する本件各症状と同様の症状が既に発症していたこと、そうした原告の精神状態等について、医師が、心因反応・PTSDの疑いとの意見並びにトルコでの過去の体験及び収容環境に起因したものであるとの意見を述べたこと、原告の提出した阿部医師意見書が信用できないことからすれば、原告の上記主張立証によつては、本件制圧によって原告の主張する疾患及び症状を発症したことにつき、高度の蓋然性の証明がされたとはいえないというべきであり、本件制圧と原告が主張する疾患及び症状との間に因果関係があるとは認められない。

したがって、原告の前記(1)の主張には理由がない。

第4 本件隔離措置について

1 本件隔離措置の経緯及び隔離場所等について

(1) 原告に対し本件隔離措置を執ったのは、被告準備書面(5)9ないし13ページで述べたとおり、原告が入国警備官Aに対し暴行を加え、入国警備官の職務執行を妨害したためである。また、原告を保護室で隔離したのは、被告準備書面(5)16及び17ページで述べたとおり、収容所内の秩序維持を図る必要性が高いことに加えて、興奮状態にある原告の自損行為等を防止して、その生命・身体の保護を図る必要があったことによるものである。

(2) 入国警備官は、平成31年1月19日午前0時56分、原告に対し、保護

室を隔離場所とする緊急隔離措置を執った後、同日午前2時20分、これを東日本センター所長に報告し、上記隔離措置に対する承認を受けた（隔離要領（乙4）第3項（1）。乙16「隔離開始日時」欄及び「備考」欄）。なお、本件隔離措置は閉庁日（土曜日）に行われたため、その書類上の処理については、「被収容者の緊急隔離について（報告）」（乙16）として、上記経緯のほか、本件隔離措置を必要とする理由や、「隔離終了日時」を同月23日とすることなどが記載され、開庁日の同月21日（月曜日）に、東日本センター所長が、これを「可」とする決裁をした（乙16）。

（3）この間、入国警備官は、前記（2）のとおり、当初原告を保護室に収容したが、その約9時間後である同日午前9時56分には、原告が落ち着きを取り戻したことから、保護室への収容は必要ないと判断し、原告を単独室へと移室させた（乙15・1枚目）。

その後、入国警備官は、同月21日午前10時22分、隔離期間を5日間と定めた隔離言渡書（乙8の9）を原告に提示した（隔離要領（乙4）第3項（3）、第2項（2）及び同項（3））。

2 本件隔離期間について

（1）本件隔離措置で隔離期間を5日間と定めたのは、被告準備書面（5）14及び15ページで述べたとおり、原告が隔離事由を行うに至った経緯及び隔離事由に該当する行為の内容それ自体が、施設内の秩序及び規律を著しく害するものであったこと、多くの隔離措置歴、中止命令及び制止措置歴及びそこからうかがわれる原告の性向、行状を考慮し、原告の自損行為等を防止し、その生命・身体を保護する必要があったこと、及び他の被収容者に対する迷惑行為を防止して施設内の規律維持を図る必要性が高かったことを考慮したためであり、その期間の定めは、合理的な根拠を欠き、著しく妥当性を欠くものとはいえない。

（2）そして、本件隔離期間中の原告の動静を注視していたところ、原告は、平

成31年1月19日及び同月20日の2日間、ほとんど食事をとらなかつたこと（乙40・2ページ）、同月19日、入国警備官に対し帰国する意思を示したが、そのわずか2日後に帰国する意思を翻したこと（乙41及び42）、同月21日、職員に対し本件制圧に関する不満を訴えたこと（乙40・8ページ）など、精神的に不安定な様子がみられた。

これらの状況に加えて、原告がこれまでに多くの隔離歴を有し、かつ、隔離期間中に入国警備官に暴行に及んでいる行状等（乙26、前記1(1)）に鑑みて、本件隔離措置を継続していた。その後、原告が完全に落ち着き隔離の必要がなくなったと認められたため、東日本センター所長は、原告の隔離を中止し、平成31年1月23日午前10時14分、原告を前記1(3)の単独室から元居室の3寮202号室へ移室した（乙17）。

以上のとおり、原告が完全に落ち着くまでの間、本件隔離措置を継続することは、原告の生命・身体の保護及び鎮静並びに施設内の規律維持を図るため、他の被収容者とは分離して個別の処遇をする必要があると認めたためであり、本件隔離期間中の原告の動静及びこれまでの原告の行状等に鑑みれば、本件隔離措置の継続につき、合理的な根拠を欠き、著しく妥当性を欠く措置とはいえない。

第5 原告第6準備書面に対する反論

1 乙10（報告書）について

(1) 原告の主張

原告は、乙10（報告書）では、ハンディカメラ撮影開始前に識別票及び活動帽の奪取があったと記載されているため、被告の現在の主張と齟齬、不整合があり、同報告書の信用性を大きく減殺する旨主張する（原告第6準備書面1及び2ページ）。

(2) 被告の主張

収容所内で発生した事案は、即座に対応しなければ事故の拡大に直結するものが多く、東日本センター所長等の幹部職員は、事案の対応やその後の措置を判断するため、当該事案を速やかに把握する必要がある。そのため、収容所内で発生した事案に関する報告書は、第一報として、迅速に作成し報告する必要性が高いものである。

確かに、乙10は、事後的に映像を精査することにより認められる時間経過に一部沿わない記載があるものの、同書にねつ造や改ざんは認められないばかりか、むしろその大部分は映像を精査した結果と一致していることからすれば、細部において映像と齟齬があるとの一事をもって同書の全体的な信頼性が減殺されるものではない。

したがって、原告の前記(1)の主張は理由がない。

2 原告の発声が他の被収容者の睡眠を妨げる程度のものであったこと

(1) 原告の主張

原告は、平成31年1月21日付け不服申出に関する報告書（乙31）の記載者（以下「不服申出書記載者」という。）が、同書に記載した原告の声について、自身の居室前を原告が通過する際に発した声であり、処遇室内での原告の声ではない旨主張する（原告第6準備書面4ページ）。

(2) 被告の主張

しかしながら、被告準備書面(7)6ページで述べたとおり、不服申出書記載者は、原告とは反対側の3寮収容区A側に収容されているため、3寮収容区B側に収容されていた原告を処遇室へ連行する際、不服申出書記載者の居室前を原告が通過することはあり得ない（乙13参照）。

また、不服申出書記載者は、原告の声を聞いた日時について、平成31年1月19日午前0時15分頃から同1時00分頃と記載しているところ（乙31・3及び4枚目）、これは、原告が居室内で大声を出して騒ぎ始めてから、処遇室へ連行され、処遇室から保護室へ連行され始めるまでの時間とほぼ合

致している。

以上によれば、不服申出書記載者は、原告が居室及び処遇室で上げる大声を聞いて、睡眠を妨害された旨の不服を述べていたことは明らかである。

したがって、原告の前記(1)の主張は理由がない。

第6 結語

以上のとおり、原告の主張にはいずれも理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以 上